

近世～近代移行期河川舟運の特質

—明治期滝野船座解体を例に—

三 角 菜 緒

はじめに

兵庫県を流れる加古川は、元来岩場がちの河川であったが、近世期に行われた大規模開削で丹州本郷～播州高砂の河口までの舟運が可能となり、東播流通の大動脈となつた。加古川流域はこの舟運を背景に、十九世紀を前後して相対的に経済的・政治的位置付けが上昇したが、加古川舟運の研究⁽¹⁾は成立期のものがほとんどであり、十九世紀以降は安達氏⁽²⁾を除き、ほとんど研究がなされていない。

現在の全国的な河川舟運研究⁽³⁾も、初頭の舟運成立期の研究や、中後期の農民的・商品流通の展開分析を中心したものである。現状では、十九世紀以降の舟運、特に明治期の舟運についてはほとんど顧みられておらず、今そ

の分析を含めた舟運研究が必要とされているのではないだろうか。そこで当論文では明治期の加古川舟運の分析を行ふことで、これらの課題に答えることを考へてゐる。

加古川舟運の中でも、最も明治期に興味深い動向をたどつたのは、滝野川を管轄した滝野船座である。明治七年（一八七四）に私領の運上座解体が明治政府により決定される以前に、明治二年解体、翌年再興、明治四年再解体といつた紆余曲折をたどつた。これは布告以前に私領の運上座が廃止された、そして全国的にもきわめて早期に廃止が決定された珍しい事例であり、近世的舟運がいかに近代的な流通に変遷していくのかを考える上でも、分析が待たれる事例でもある。

以上により、当論文では、滝野船座の座主であった阿江家が所蔵する⁽⁴⁾「船座掛草稿第一・船座草稿第二」と題

する冊子を主に使用し分析を行いたいと考えている。この史料は姫路藩・飾磨県・兵庫県・明治政府などと交わした願・手紙・達が時系列に並べられ、さらに各名と交わした会話やその日の行動が記されており、当時の舟運をめぐる動向が詳細に復元できると考えられるためである。ここから①明治期の滝野船座の解体過程を復元、②廃止と再興理由、③滝野船座が最終的に解体される理由を明らかにしたいと考える。

第一章 滝野船座の概要

第一節 滝野船座について

元来加古川の舟運は区間にごとに区分され、姫路藩によつて元和七年（一六二二）にそれぞれ船座が設置された。上流から田高⁽⁵⁾～上滝野間に田高船座⁽⁵⁾舟町村に所在⁽⁶⁾、上滝野～大門間に滝野船座⁽⁶⁾上滝野村に所在⁽⁶⁾、上曾我井～下来住に粟生船座粟生村に所在⁽⁶⁾である。

滝野船座の所在地である上滝野村は、鬱龍灘・伏龍灘といわれる川一面に広がる岩場に面していた。近世初期にはこの岩場を開削することができなかつたため、田高船座より運ばれた荷を一度河岸へ揚げ、岩場を越えた下

流で再度舟に積み替える必要性が生じた。⁽⁷⁾その結果、岩場の脇に存在する上滝野村・対岸の新町村⁽⁸⁾が、中継地として発展することになる。ここで積まれた荷物や筏は、河口の高砂⁽⁹⁾・加古川まで、もしくは流域の送り状宛先へ運送された。

滝野船座は、座主・手代・一二艘の無役舟から構成されている。滝野船座の座主は、ほぼ近世期を通じて上滝野村に本拠を置く阿江家であった。阿江家は姫路藩滝野組の大庄屋でもあり、文禄三年（一五九四）・慶長九年（一六〇四）に、阿江与助が滝野川を開削し、その功により、当川での優先的な舟運を認められたという由緒をもつ。滝野川流域は時代を経るに従つて非領国化⁽¹⁰⁾していくが、滝野船座は開削由緒と姫路藩の保護の下、領主の違いに関係なく、権利（次節参照）を行使していた。慶應期には、滝野船座の五分一銀徵收權は剥奪され、代わりに姫路藩が新たな形で五分一銀を徵取する座を設置したが、明治に入るとすぐに五分一銀徵收權は滝野船座に戻された。

手代⁽¹¹⁾は、座主に代わり実質的に船座の実務を担つた。無役舟とは大坂冬の陣の際、阿江家が高瀬船を神崎川渡河用の舟橋として提供した恩賞として、諸役を免じられ

た一〇艘の舟のことであり(後一艘追加)、座主直営の舟である。この無役舟の営業権は船座手舟株として株化されており、上滝野村の者により家職として相続されていった。その他滝野川に就航する舟は御年貢舟とされ、舟持らが一艘に付き一石三斗の貢納(舟役米)を、それぞれの領主へ上納していた。

滝野船座は姫路藩へ運上を納める代償として、五分一銀徵收権・滝野船座附荷物の運送権(次節参照)といった利権を手にした。近世期の船座の収入については詳細にはわからぬが、明治初年度の船座の収入は筏からの五分一銀が八〇貫目、川筋村々からの諸荷物五分一銀は九貫五〇〇目、丹州播州出の米・諸商品滝野船座附荷物)が三五貫目であった。これから運上銀(およそ四貫目で推移)や訴訟に關係する諸費用・運営経費を除いた金額が阿江家の手元に残された。時期に違いはあるれ、近世後期の收支も推量できよう。

第一節 滝野船座の所持する権利

船座が成立する直前の元和六年(一六二〇)に、阿江家は姫路藩により滝野船座附荷物運送権と五分一銀徵收権を付与された。

①滝野船座附荷物運送権

表一 安永二年滝野船座附運送権

荷物		栗	柿
菜種	こんにゃく玉	柏	くるみ
	荒芋	木の実	松茸
	紙	にごき	しやな
	鉄	えご(荏胡麻)	さくらんぼ
	ごま	真綿	くるみ
	綿実	銅	くるみ

荷物の大半は滝野船座の所属する上滝野村に揚げられ、運送料に上前を付けて運送された。上流で新たな大量輸送荷物が生じるたびに、両者は争論を繰り返し、その都度上滝野村に有利な荷付けが約定された。

滝野船座附荷物の運送は、滝野船座座主直営の座蔵に一度納められ、船座の株舟に乗せられ輸送される。舟が足りない際は、上下滝野村の舟持荷宿を所持しないものが中心が順番に荷物を搭載する「舟廻し」により運送され、荷物によってはその売買まで行つた。

②五分一銀徵收権

五分一銀は木材生産物(筏・薪・炭等)から、徵収する関税である。滝野・田高船座が共同で徵収するもので、両座の得分であつた。原則としては上滝野村以北の荷物は、上滝野村で荷揚げされる。その際両船座の手代が立会で徵収し、滝野船座から田高船座へ配分された。滝野川流域の荷物は、津出しされる河岸で徵収後、滝野船座へ納められ、田高船座へ配分された。五分一銀を支払うと切手が発行され、加古川・高砂に派遣された両座の手代が切手を確認した。

しかし実態としては、五分一銀徵収は後日まとめて行われたり、上滝野村の荷宿が、自主的に検分・徵収を行うなど、厳格に行われた訳ではないようである。切手を貰い受けずに運送された荷物や、切手記載内容と実際の荷物が異なる場合などは、抜荷物とされ、荷物を差し止めるなどの強制処分が船座よりなされた。

第三節 田高船座との関係性

田高川では、開削に功のあつた田高村の西村伝入斉に田高川での舟運優先権が与えられ、西村家が田高船座成立後も座主として運営を担つた。しかし西村家は早いうちに没落し、その後は、請負入札制(およそ一〇貫目程度で

落札)で座主が決定された。座主は三～十年周期で変わり、田高船座の運営方針は座主に影響された。座主は荷物の出先である加古川中上流域の者が担うケースが多く、彼らの流通上の利益代表者としての側面があつた。

田高・滝野船座は当初は姫路藩支配であり、それぞれの船座の運上銀一貫目と、両座合わせて一貫目の川並五分一銀¹²五分一銀、計三貫目を共同で姫路藩に納めていた。田高船座の所在地である田高・舟町村が寛永十六年(一六三九)幕領となり、同時に田高船座が大坂代官支配になつた後は、運上は大坂代官へ納められるようになつた。しかしながら五分一銀荷物の設定に変化はなく、その後も両座で五分一銀を分け合つた。

十九世紀に幕府により、新座である筏座⁽¹²⁾が成立した後も、新町は阿江家の権利にとらわれず、筏座・田高船座と結び付いて実力行使を積極的に行つた。その結果、滝野船座や阿江家は一時窮地に陥つたが、滝野船座の利権は決してなくなりはせず、明治を迎えたのである。

第二章 明治期滝野船座廃止

当節では、第一期の廃止過程をまず確認したい。明治一期の時系列については、表二を参照してほしい。

乍恐御歎願奉申上候

一御領分加東郡上瀧野村阿江九郎兵衛以前より引請
被居候上座下座二分一五分一御運上銀之儀、(中
略)分一銀多分ニ相掛り候ニ不拘、運送之差支ニ鑑
と迷惑仕候ニ付、御一新之折柄、兵庫縣 御役
所様へ去月十七日奉願上候処、御聞済之上、以後
諸運上向御廢止ニ相成候間、勝手次第運送商売手
続ニ渡世可仕旨被為 仰付、其趣川筋村々江も御
達し可相成様被 仰渡候ニ付、先月中右下請人市
兵衛方ニ而裏判請不申荷物積下ケ仕候処、加古川
高砂問屋并荷先江新町村抜荷物差下し仕間、荷揚
為致間敷様市兵衛より差留メニ参り、右ニ付積下
ケ荷物荷揚ケ出来不申、迷惑仕罷在候、就而は右
始末内外承り候得は、是迄は御公儀江當御役所へ
御上納ニ相成、右故上座下座と唱有之候哉ニ承知
仕候得共、私村方ニは兵庫縣 御役所より御廢止
被 仰付候間、兩分一銀共御廢止と奉存罷在候ニ
付、去ル二月其段内々兵庫縣ニ而御伺奉申上候処、

表二 滝野船座廃止時系列（阿江家文書「船座掛草稿一・二」より作成）

		明治		二年			
		月	日				
一月十七日				新町が兵庫県へ田高船座・滝野船座・筏座廃止を 求め歎願			
一月十日				兵庫県が「御一新に付き旧弊を改め」、田高船座・ 筏座廃止			
一月十七日				新町村船持が、姫路藩役所へ滝野船座運上廃止を 歎願			
一月十八日				役師総代らの兵庫県出張所役所への五分一銀廃止 歎願			
一月十九日				由緒提出、多可水上郡、播州多可郡などの役師總 代が五分一銀廃止歎願			
二月二十八日				兵町村の船持代、五分一銀廃止を兵庫県へ歎願			
三月二十七日				兵庫県・播州多可郡、私領、久美濱県御支配所、 丹波氷上郡私領の村々が五分一銀廃止歎願			
四月三日				兵庫県が兵庫県・久美濱県荷物の五分一銀徵収を やめるよう姫路藩へ通達			
四月七日				五分一銀徵収停止。滝野船座は「廃止同前の体」 になる			
五月				滝野船座、久美濱県役所の御国産「茶荷物」(船 座附荷物)の新町請払停止訴訟			
六月				姫路藩版籍奉還			
三年				民部省が、各地域河川の往来の定税(通行料)につ いて取調→一般規則制定までの從来通			
四年				新町村より、生野県へ米廻米の減元願出			
五年				民政局へ阿江小太郎が滝野船座再興嘆願書の提出			
六年				大蔵省により滝野船座の由緒や運上銀の取調べが 行われる			
七年				滝野船座の五分一銀徵収が再度認められる			
八年				第2次姫路県発足(七月)飾磨県へ改名			
九年				閻龍灘・伏龍灘雄開削に伴い、飾磨県よりの通達 により滝野船座廃止			
十年				川船まで含めた船税規則の制定			
十一年				飾磨県への再設置運動			
十三年							

右運上之儀、兵庫縣江上納ニ相成候分、御趣意ニ
而御廢止申渡候得共、姫路へ上納可相成分ハ、姫

姫路
御役所⁽¹³⁾

路御役所江可願出様御沙汰有之、然ル處右奉願上
候始末ニ而、是迄分一銀多分相掛候上、度々迷惑
之儀出来□□、西丹州出荷物之内、數品上瀧野村
阿江九郎兵衛殿座付と申、新町村江着荷たりとも
同人所持之船より他船運送為致不申、何分私村方
之儀ハ、小高之村方ニ而、船稼過半ニ渡世仕相凌
罷在候村方ニ御座候処、右之次第ニ而甚難渋仕候、
只今ニ而は運送出来不申、商壳相休ミ歎ケ敷奉存
候ニ付、御一新之御趣意も御座候ニ付、奉恐入候
得共、當 御役所江御上納相成候分一運上銀割合
を以、新町村より直納被為仰付、西丹州出荷物等
勝手ニ運送仕候様御歎願奉申上候、何卒厚 御勘
弁を以右願之通御聞済被遊 成下置候ハ、一同
難有仕合ニ奉存候、以上

この史料は田高船座・筏座が廃止された直後に出され
た新町からの願いである。ここから新町が維新後すぐに
田高船座・瀧野船座・筏座の廃止を求め、田高船座・筏
座が廃止されたこと、しかし瀧野船座の廃止は兵庫県の
権限では裁量出来ずにいたことがわかる。近世期加古川
流域は非領国地域であり、当地の河川流通を幕府が一円
支配することは出来なかつたが、明治維新を迎えて、
維新政府が同様の状況に置かれていたことをよく示すも
のであろう。

同時期に兵庫県下でも、筏流通を担つた筏師や材木問
屋らも、瀧野船座の廃止を求めた。

乍恐以書附奉願上候

一丹州本郷川播州田高川杉原川船座筏座之儀、此度
御一新ニ付、御運上御廢ニ相成候趣キヨ、先請負
人筏座田高村忠太郎相達申候ニ付、筏渡世之もの
一同懽悦至極ニ奉存候、右蒙 其意ヲ筏乗下ケ仕
候処、上瀧野村船座支配人九郎兵衛多勢を以差止
申候ニ付、材木棒人仲買之もの共、一同迷惑難渋

土井大炊頭殿領分

加東郡新町村

願人問屋惣代

庄兵衛

忠兵衛

明治二巳一月

ニ奉存候、□□乍恐此段御伺奉申上候、何卒 御
上様厚 御憐憫を以、筏通行無差支相通し暮候様
被為 仰付被下置候ハ、廣太之御慈悲難有仕合ニ
奉存候、已上

丹州水上郡草部村

明治二已年
二月

播州多可郡清水村

同州加東郡多井田村

同断 善四郎 印

兵庫縣御出張
御役所様⁽¹⁴⁾

同断 長五郎 印

加古川流域ではもともと筏流通が盛んだったが、幕末

期には京都御所・大坂天保山・春日大社などで使用され
る御用木が下され、筏流通の需要が一層高まっていた。

また別史料からは、久美浜県・柏原藩などの筏師惣代も、
同様の願いを提出していることがわかる。つまり当時加
古川・日本海側の筏師らが、筏流通が重要度を増す中、
筏師によるネットワークを形成し、そのネットワークを
生かして田高船座・筏座だけではなく、滝野船座の廃止
を願い出る勢力となっていたことがわかる。

当節では、明治維新を契機として、流通優先権を持つ

船座・筏座不要論が、新町や加古川上流部の山間部にま
で渡つて噴出したことを確認した。兵庫県もその主張を
認め、田高・筏座廃止を断行したのである。しかし兵庫
県に滝野船座廃止は断行できず、流域の不満は滝野船座
に集中した。

兵庫県が介入できなかつたのは、「一万石已上之領分ハ
何事も官家之御構ひ無之儀ニ付」⁽¹⁵⁾という政府の方針と、
滝野船座は幕府に運上を納めておらず、兵庫県に介入す
る権限がなかつたためである。しかし以上のようない地域
の要求に対しても、兵庫県も問題解決への糸口を見つけよ
うとしていたようである。当該争論に合わせて兵庫県か
ら姫路藩へ、「旧幕府ニ御運上ハ収メ候事は無之哉」と何
度も問い合わせが行われた。これは、滝野船座に少しで
も幕府運上分が存在すれば、滝野船座に介入できる糸口
になると兵庫県が考えたためではないだろうか。とすれ
ば、姫路藩が幕府運上との無関係を主張するのは当然で
ある。姫路藩の大庄屋である阿江家が一度剥奪された権
利を明治期に再度与えられ、争論の前面に立つていたこ
とも、姫路藩と関係の根強い阿江家の由緒が、主張を展
開する上で有利であつたためであろう。

第三節 廃止される論理

新町・筏師らの願いは、兵庫県に裁許権がないため、滝野船座の廃止を決定する主要因になり得なかつた。では一期の廃止理由は何であったのだろうか。

(前略)当月朔日兵庫縣より民政掛り御呼立ニ相成、

郡御奉行榎原様兵庫縣江御出張ニ相成候処、(中略)

田高船座ハ兼而廃止いたし、其御領分瀧野船座之儀、

当縣支配所多可郡村々江鑑札渡し置候間、此分ハ五

分一銀不差出候由被仰候ニ付、則御答ニは、瀧野船

座之儀元来瀧野大庄屋先祖之者瀧野川開發いたし、

舟筏通行相肇候旧勳有之候義ニ付、今更滅却相成候

而は、一家飢渴ニおよひ候段被仰立候得は、何分

諸国とも同様之義ニ付、老人勳功有之候共、致方無

之候由、御領主より御手當ニ而も御遣被成候ハヽ、宜

數哉ニ被仰候、又御答ニハ、何れ手當を遣し候事ニ

致度候、諸藩領之分ハ如何と御尋有之候処、是ハ御

勝手次第と申事ニ被仰候、則御請ニ而御帰藩之上、

右之通被仰渡候、尤私領は取立ニ而も不苦候得共、

御料ハ不取立、私領ハ取立候而は不相治、何分天

朝之御趣意ニ奉禮認、公料私領之分共一同取立不

申様此度違変申候而は、殿様之御次第も拘り仕候間、旧勳空く不相成様、厚御手當被下置候間、益銀書出候様被仰付、段々御理解ニ有之候間、無拠御受申上、左之通歎願書并益銀負數書差上度候、則

七日より筏諸荷物五分一銀取立相止申候、(後略)⁽¹⁶⁾

この史料は明治二年(一八六九)三月、兵庫県役人が姫路藩郡奉行を呼び出し、瀧野船座の五分一銀徴収に関する「照会」を行つた際の、阿江家の覚書である。田高船座・筏座を廃止したため、兵庫県の者に對しては五分一銀を徴収しないようにしてはどうか、という問い合わせに対し、姫路藩奉行は最終的に了承するだけでなく、自主的に五分一銀徴収自体の全面廃止を行つた。それは御領(兵庫県支配)に従わなければ、「殿様之御次第」に関わるためであり、瀧野船座は徴収を停止後、「廃止同前之体」になつたとある。

史料により、兵庫県の方針は五分一銀の廃止を全面要求したものではなかつたことがわかる。しかし姫路藩に自主的に廃止を決意させた「殿様之御次第」とは何を指すのであろうか。

当該期姫路藩は、維新政府に反旗を翻した「朝敵」と

いう位置付けにあつた。⁽¹⁸⁾その中で姫路藩は朝敵の誇りを受けまいと明治元年（一八六八）十一月から府藩県三治一

致を行い、「自然御情意皇國中へ貫徹仕」るべきだという

意見を三度政府に提出している。しかし姫路藩の申し出

は容易には受け入れられず、姫路藩は苦境に立たされて

いた。その状況下、兵庫県が行つた五分一銀の減額に関する「照会」は、「朝敵」扱いを免れたい姫路藩にとって

は、兵庫県を煩わせることに対する危機感と府藩県三治一致を主張する自らの建白との整合性の点で、藩主が不利益を蒙るのでは、という危惧を抱かせるものであつた。そのため滝野船座は、「旧兵庫縣庁ヨリ照会之次第二依り、⁽²⁰⁾明治二年四月一時停止セラレ」たのである。

第三章 第二期滝野船座廃止

第一節 滝野船座再興

滝野船座は五分一銀徵収を停止したが、船座の滝野船座附荷物の権利は失つたわけではない。しかし新町は滝野船座が五分一銀徵収権を失うと同時に、久美浜県などの廻米・茶の専任輸送を願い出るなど、更なる権利侵犯を行うようになつた。それを受け阿江家は、兵庫県の上

位権力である民部省へ五分一銀徵取の再開を願い出るに至つた。

四年五月廿日

姫路藩管下播州上瀧野村阿江小太郎船座運上銀一般規則確定マテハ旧ニ依リ徵収ヲ許ス

姫路藩伺弁官宛

瀧野川往古流水嚴間ニ分派シ、舟筏通行不相成候

處、豊太閤時代文禄年中右小太郎先祖與助ト申者、

開發願立、岩石ヲ切開キ通船流筏相創申候、其勲

功ニヨリ船座被差免、元和七西年以来運上銀為致
収納先々領主ヨリ由緒書遺り有之、與助子孫ノ者、

ヘ不相替申付、右運上銀ハ小物成高ニ籠メ取納來候處、去巳年二月中兵庫縣支配所田高川船座廃止ニ相成、同四月中同支配所ノ者丈ヶ於瀧野川船座

筏運上銀無之様致度旨、右縣ヨリ及談判候ニ付、

於當藩彼是配慮仕候ヘ共、當時府藩縣差跨候儀、
民部省ニ可伺出、御布告以前ニ付、規則相立兼不得止、須曳運上銀取立為相休候、然ル処、運上銀ノ儀ハ差当リ當歳入高ニ関係、且ハ小太郎先祖國益開創ノ功勞灰滅仕、當時一家逼飢渴條難捨置藩

ヨリ救助籠在候様ノ儀甚以不都合ニ候間、自今藩
縣管轄ノ無區別、以前ノ以規則運上銀取立為致度
存候、右ニ付、小太郎ヨリノ歎願書並ニ由緒書等
別帳四冊相添、差上申候、此段御差図奉伺候以上

三年十一月廿五日

追テ一般ノ規則確定迄ハ先從前ノ通、可取計事

年四

五月廿日藩

奉差上候嘆願書ノ事

(中略)

一瀧野船座ノ儀、兼テ達御聴候通、往古瀧野川岩石
多、水岩間ヲ漏レ流候処、私先祖阿江與助ト申者、
豊太閤様御代文禄三年午、於姫路生駒玄蕃頭様ヘ
開發相頼、日夜勤勞仕、自瀧野至高砂港開拓仕、
船筏通行相創候ニ付、為御褒美賜助ヘ船座被仰付、
則高砂港迄瀧野川ト相唱通船ノ元祖ニ御座候、元
和七酉年本多美濃守様御領主ノ節、始テ御運上銀
被仰付、丹播二州ヨリ流出候竹木筏並山藪生產ノ
品々、五分一銀取立之猶又御米並米穀諸荷物運送
等古格有之御運上銀相籠メ從來支配籠在候、且田
高川ノ儀ハ瀧野川ノ水上ニテ瀧野村ヨリ四里川上

田高村迄ノ間ヲ唱申候、水源ハ丹州筈山ト同州本
郷川ヨリ落合、播州ニテハ杉原川ト都テ合流ニ相
成申候、右田高川ハ慶長九辰年私先祖與助田高村
傳入斎ト申者ニ併力開発仕候ニ付、傳入斎ヘ田高
船座被仰付、是又元和七酉年ヨリ御運上銀相納、
船筏並諸荷物分一銀取立、並船荷物運漕等瀧野船座
同様ニ御座候処、後來右傳入斎ノ名跡絶果候ニ付、
旧御幕府ノ御支配ニ相成、其後御規則御改ニテ船
荷物運漕ノ方ハ船座ト唱、分一銀取立方ハ筏座ト
御建分ケニ相成、川筋ニテ望ノ者ヨリ年季ヲ以御
請負仕来候処、御一新以来兵庫縣御支配ニ相成、
去巳二月中御廢止相成申候、前件ノ通兩座ノ由緒
ニ御座候、則田高座ハ傳入斎ノ跡無之、旧御幕府
ヨリシテ年季請負ニ相成候ニ付、御廢止有之候テ
モ相障不申候ヘ共、瀧野座ノ儀ハ私トモ與助ノ子
孫ニテ開拓以來殆ント三百年連綿相続仕、御先代
様ヨリ由緒御聞済ニテ株附同前被仰付、御得替ノ
節ニハ御運上郷村小物成高ニ籠御引渡ニ御座候、
旧幕府ニヨイテモ格別御採用被下置候儀有之、尚
又水野様御老中ノ節諸国運上御免ニ相成候ヘ共、

私船座ニハ相替儀無御座候、実両国ノ運漕自由ニ有之、永久ノ御国益ニ相成候儀、聊先祖ノ功劳ト奉存候廻、此儘ニテハ廢止モ同様ノ姿ニ成行、久敷御救助奉請候儀、奉恐入、第一御年貢小物成御運上銀ニ差支附テハ先祖ノ旧勳空相成候段、千万歎ケ敷奉存候、未タ御一新以来諸国運上御廢止ノ御布告ハ無之様奉存候ニ付、何卒厚御賢慮ヲ以東京御役場へ被為申立、従前ノ通藩縣御支配所へ区別無之五分一銀取立相成候様、只管奉歎願候、則別紙証書奉入御覽候御聞済被下置候ハ、御仁恤ノ程難有奉存候、以上

瀧野船座

阿江小太郎

明治三年年十月
民政御局

(後略)⁽²¹⁾

この史料は、阿江家が民部省に「御一新以来諸国運上座廢止之布告」が出ていないことを理由として、五分一銀徵取の再開を申し出た史料である。阿江家の由緒を連綿と述べ、開削の功に報いてほしいという訴えは、政府にも軽んじられることはなかった。「阿江先祖岩石切開候勲功其儘ニ相成候而は、如何ニも憫然之至ニ付、子細取

調可申⁽²²⁾」という阿江家の由緒に対し、政府の大属である石松氏から斟酌する旨の発言を引き出していることからも、阿江家の由緒に対する理解が政府内にもあったことがうかがえよう。一般規則確定までの流通を担う暫定的存在として阿江家が認められたのである。結果翌年十月に、「姫路藩管下播州上瀧野村阿江小太郎船座運上銀一般規則確定マテハ舊ニ依リ徵収ヲ許」されることになるのである。

第二節 第二期瀧野船座廃止

瀧野船座の再興後、明治四年(一八七一)七月には廢藩置県が断行された。しかし当地域においては、同年三月の段階すでに支配地域の区分に関する問題が起つていった。そのため姫路藩は兵庫県に対し、「当藩管轄郷村兵庫縣管轄郷村雙方飛地入交り、毎ニ不都合ノ義モ有之」と支配を振替え、「便利ノ郷村ニ從ヒ振替支配仕候様被仰付」たいと願い出、兵庫県とも「示談」したという史料も残されている。⁽²³⁾瀧野船座廢止一件にも現れているが、兵庫県と姫路藩の間で、すでに非領国地域の支配が問題視されていたのである。廢藩置県は以上のような矛盾を解決する手段となつた。

廢藩置県により当地は一括して飾磨県としてまとめられ、姫路藩領としての枠組みは喪失した。その後、明治五年（一八七二）十月、「多可郡之者ヨリ瀧野村地先キ川瀧之岩石切開ノ義、旧飾磨縣江願立候ニ付、同縣之採用ニ相成」、そこで掘削費償還の為、「私方類似」の益銀を取ることになった。阿江家は明治五年十月に「同縣租稅課ヨリ私呼立之上、木村大属殿より五分一銀取立廃止被申渡候ニ付、先祖ノ由緒申立歎願候得共、一切聞入不相成、此義ハ官命之趣ヲ以不服申募」ったものの、「何分数百年世襲之家産ヲ失ヒ祖先ノ旧功モ灰滅候義ニ付、再三歎願書差出候得共、更ニ採上ケ無之不得已其際ヨリ廃絶ニ及申候」⁽²⁵⁾となつたのである。

この処分は、姫路藩が滝野船座の利益のみを重要視すればよかつたのに對し、飾磨県は上流部の生産地を含んで県が広域化したことにより、多数派である上流部の利益を鑑みる必要があつたためと考えられる。

阿江家は明治十年代にも、船座の復権を目論んだ。明治十七年（一八八四）「多可郡之者」による取立に対し、「旧來私方ニ於テ取立候五分一銀ヲ断然廃止シテ更ニ多可郡ノ者共へ新規取立被申付候義ニテ、畢竟我カ家産ヲ奪ヒ、

彼レニ與ヘラレタルモノニテ、當時該縣厅ノ所置穩當ナラサル固ヨリ難承服候得共、何分廢藩置縣日尚浅ク、情実徹底不致シテ、勢不得巳」、終ニ此不幸ニ遭遇仕候」と不服を申し立てたのである。⁽²⁶⁾

それは、「前条多可郡之者共、功費取立方ハ期限ヲ以テ御差許相成、既ニ満期ニ及」んだためであり、「最早此上再三継年期ハ御許可相成間敷哉ニ心得居候趣承及候、就テハ之カ為メ私方五分一銀取立ヲ被廃、既ニ拾餘ヶ年ノ星霜ヲ経過候義ニテ、此儘旧功由緒滅却候テハ、悲歎ノ至ニ堪ヘス候」と自らの近世期の由緒を強調したものであつた。しかし、もはや一般規則が制定したことで、從来の由緒・手法に則つた利権を採用する論理は、すでに政府にはなかつた。そのため、滝野船座は再興されず、播州鉄道建設とともに、舟運自体がその役目を終えていくことになるのである。

おわりに

本稿では、一章で滝野船座の様相を、二章で第一期滝野船座廃止を、三章では再興と二期廃止を取り上げた。一期の廃止は、流域の要望を受けた兵庫県の問い合わせ

加古川流域地図



に対し、「朝敵」であった姫路藩が、恭順の意を示すと同時に、提出した建白に矛盾しない姿勢をとる必要があつたためである。その後の再興は政府が「一般規則制定」までの暫定措置として、阿江家の由緒に妥当性を認めたためであつた。二期の廃止は飾磨県の設置による県域の広域化が理由であったといえる。滝野船座は以上のような経緯をたどり、明治七年（一八七四）を待たずに廃止されたのである。

以上本稿では、滝野船座の廃止過程一件を復元した。

滝野船座の早期廃止は、そもそも近世期に姫路藩の船座が設置された後に、当地が非領国化したことによる。

開削を担つた阿江家は、当地でも特殊な立場にあつた。

阿江家は幕府が成立する以前から、河川流通支配を許され、その後も船座の座主として姫路藩の後見を得る。

その後流域が非領國化しても、阿江家の担う船座は権利行使を許され、矛盾をはらみつても明治を迎えたのである。明治を迎えてすぐに滝野船座が終焉を迎えるのは、その支配が近世特有の論理によつてこそ可能であったからと考えられよう。滝野船座の解体過程からは、以上のような近世的舟運の有様がうかがえるのである。

注

(1) 八木哲浩「加古川の舟運」兵庫県教育委員会『歴史の道調査報告書 第五集 加古川・円山川の舟運』一九九五、野川至『近世加古川舟運史—滝野船座を中心に—』

加古川流域史学会、一九九一など。

(2) 安達昌明「加古川水運史の諸相」『歴史と神戸』一六巻五号、一九七七

(3) 各自治体史のほか、全国の主要河川の中では、利根川に関しては丹治健三・淀川については日野照正・最上川については横山昭男・木曾川については林順子などの研究が詳しい。

(4) 阿江家文書については、小野市立好古館に写真版が所蔵されている。

(5) 古くは田高村の一部で、元和六年には高三六石余。正保郷帳では幕府領。延享三年三草藩領となり幕末に至る。

船着場の西岸には会所と運上所蔵が設けられていた。

(6) もとは西接する下滝野村とともに滝野村と称し、寛永五年分村。同年の滝野村免状では高五八七石余。加東郡二一カ村・加西郡一一カ村を束ねる姫路藩滝野組大庄屋が所在する在郷町であった。寛延三年、家数一九二・人數九〇八、高瀬舟三〇・渡舟一。

(7) 田高川では一五〇二〇石、滝野川以南では三〇石積であつた。

(8) 加古川舟運のため慶長九年に姫路藩主池田輝政が多井

田・北野両村の一部をさいて町立てした河岸の町。正保

郷帳では高一〇石、幕府領。宝永五年大坂城代土岐頼殷

領。宝曆十二年から幕末まで下総古河藩領。

(9) 加古川の河口部に位置。近世を通じて姫路藩領であり、明和元年の石高五四七石。川筋沿いには百間倉や、加古川流域の諸藩領・旗本領などの年貢米を取り扱う大蔵元の蔵があった。

(10) 滝野川流域の滝野船座の権利が及ぶ村々は大門・福吉・上田・野村・河高・貝原・垂水・穂積・下滝野・上滝野・北野である。この村々は当初姫路藩領であったが、その後元和三年に加古川東岸が幕領、寛永十六年新町を除いて明石藩となつた後、藩領・旗本領・大坂代官領が交錯し、当川流域の姫路藩領は上下滝野村のみとなつた。

(11) 商業使用人の一つ。商人の営業に關するある種類または特定の事項について代理権を有するもの。

(12) 享和二年大坂代官により、加古川中流域に設置された座。田高船座の五分一銀徵收権を分離・独立させたもので、滝野船座と五分一銀徵收をめぐって争論を繰り返した。田高船座と共に明治二年廢止。

(13) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第一」

(14) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第一」

(15) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第一」

(16) 阿江家史料七八六「船座掛草稿第一」

(17) 阿江家史料八三四「滝野船座五分一銀取立復旧之義歎

願」

(18) 「姫路市史」第四卷

(19) 藩の名称を改め府県とし、すべて府県と同軌にし、「御

情意皇國中え貫徹」させることを提案した建言。明治元

年十一月、十二月、翌年正月の三度にわたつて提出され、伊藤俊輔(博文)にもその建言を評価されるものの、却下

された。

(20) 阿江家史料八三四「滝野船座五分一銀取立復旧之義歎願」

(21) 「太政類典 第一編・慶応三年～明治四年・第百四十四卷・租税・海関税」五六号史料

(22) 阿江家史料八〇二「船座草稿第二」

(23) 「太政類典 第一編・慶応三年～明治四年・第六十六卷・地方・行政区五」三三号史料

(24) 阿江家史料八三四には、「多可郡石原村村上清太夫、藤田政右衛門、智田村筆倉亀三郎、岸ノ上村安平重太夫等ヨリ、本村地先キ川瀧ノ岩石切開キ、通船ノ便利ヲ設ケ度旨ヲ以テ豫テ旧飾磨縣庁へ及出願候」とある。

(25) 阿江家史料八二九

(26) 阿江家史料八三四「滝野船座五分一銀取立復旧之義歎願」

※図は、『小野市史』第一巻より転用。

(神戸大学大学院人文学研究科院生)